

大和市告示第13号

道路法(昭和27年法律第180号)第8条第1項の規定により市道の路線を次のとおり認定し、同法第18条第1項の規定により次のとおり道路の区域を決定し、及び同条第2項の規定により平成25年1月18日から供用を開始する。

なお、関係図面は、本市都市施設部土木管理課において、平成25年1月18日から2週間(ただし、日曜日及び土曜日を除く。)の一般の縦覧に供する。

平成25年1月18日

大和市長 大木 哲

路線名	起 点	終 点	幅員 (m)	延長 (m)	重要な経過地
中央林間173号	中央林間五丁目 4136番29	中央林間五丁目 4136番29	6.15 ~6.30	63.26	
公所182号	下鶴間字乙三号 2189番16	下鶴間字乙三号 2189番16	4.50	37.33	
下鶴間150号	下鶴間字乙三号 2082番3	下鶴間字乙三号 2082番1	4.50	52.25	
深見西53号	深見西六丁目 556番3	深見西六丁目 556番3	4.50	35.00	
深見西55号	深見西二丁目 770番5	深見西二丁目 770番5	4.00	49.95	
桜森81号	桜森一丁目 242番9	桜森一丁目 253番7	4.00	71.27	
柳橋128号	柳橋一丁目9番3	柳橋一丁目9番3	5.00	63.65	
上和田367号	上和田字谷戸 1815番15	上和田字谷戸 1815番15	4.50	55.99	